

函館市高齢者のためのSOSネットワーク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口の高齢化に伴う認知症高齢者の増加により、一人歩き等による行方不明や交通事故被害の増加が予想されることから、地域の関係機関の連携により、行方不明となった認知症高齢者（以下「行方不明高齢者」という。）を速やかに発見・保護するとともに、適切な支援につなげることを目的に実施する函館市高齢者のためのSOSネットワーク事業（以下「SOSネットワーク」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 SOSネットワークの実施体制は次の各号のとおりとする。

- (1) 本事業は函館市保健福祉部高齢福祉課を事務局とし、北海道警察函館方面本部生活安全課（以下「警察」という。）と連携して行方不明高齢者の速やかな発見・保護につなげる。そのほか、必要に応じてSOSネットワークの推進会議を開催する。
- (2) 事務局は、事業の円滑な推進のため、関係機関との連携強化に努める。

(事業内容)

第3条 SOSネットワークの内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 行方不明高齢者の速やかな発見・保護
関係機関が連携して早期発見・保護に努めるとともに、事務局は市民へ情報を配信し、搜索の協力依頼を行う。
- (2) 保護後の対応
必要に応じて認知症の人やその家族への支援を行い、適切な医療・福祉・介護サービスにつなげ、行方不明の再発を防ぐ。
- (3) 事業のフローチャートは別紙のとおりとする。

(行方不明高齢者の搜索)

第4条 警察は行方不明高齢者の家族等から搜索の申し出があったときは、SOSネットワークによる公開搜索について家族等の届出者から同意を得た上で、連絡票（様式第1号）により情報収集を行うとともに、SOSネットワーク発生通報（様式第2号）にて、市および搜索協力機関へ情報提供を行う。

- 2 市は前項の規定による情報提供を受けたときは、市民へ周知を行い搜索の協力を依頼する。
- 3 搜索協力機関は第1項の規定による情報提供を受けたときは、可能な範囲内で搜索に協力し、行方不明高齢者を発見したときは、速やかに警察署に連絡し対象者の保護に努める。

(行方不明高齢者の搜索の解除)

第5条 警察は行方不明高齢者が発見または保護され搜索が終了したときは、SOS ネットワーク解除通報(様式第3号)にて、市および搜索協力機関へ情報提供を行う。

2 市は前項の規定による情報提供を受けたときは、搜索が終了したことを、市民へ周知する。

3 搜索協力機関は第1項の規定による情報提供を受けたときは、速やかに行方不明高齢者の関係情報を消去する。

(秘密の保持)

第6条 SOS ネットワークの関係者は、活動上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、正当な理由なしにその活動に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

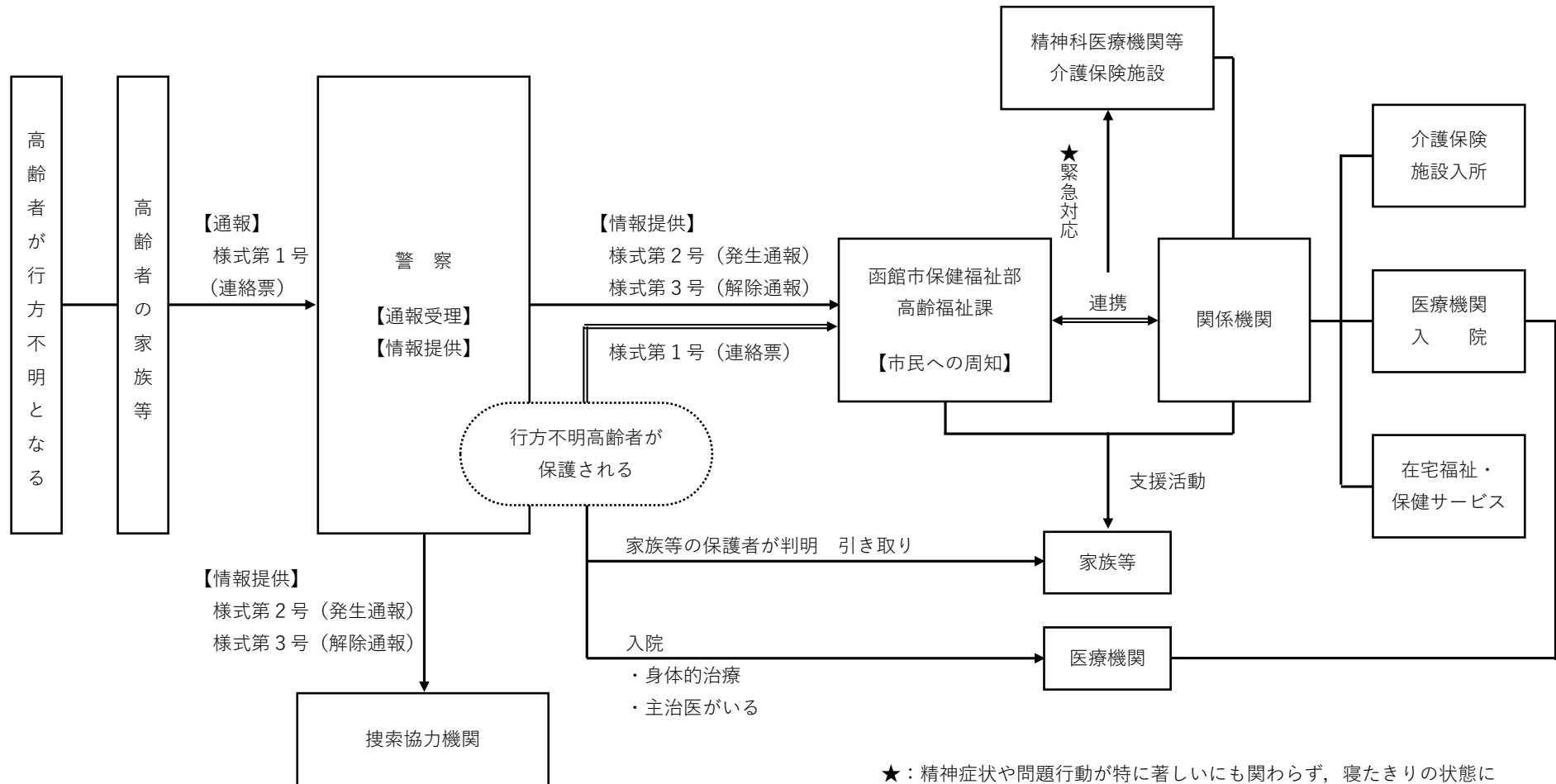
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、SOS ネットワークの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月27日から施行する。

SOSネットワーク 事業フローチャート



★：精神症状や問題行動が特に著しいにも関わらず、寝たきりの状態がなく、身体的治療の必要を認めない認知症高齢者において、次の項目のいずれかひとつ以上に該当する者

- ① 家族等の保護者が不明
- ② 身元が不明
- ③ 主治医がいないか、いても連絡が取れない
- ④ 家族等の保護者が遠隔地において、引き取りに1日以上かかる

SOSネットワーク発生通報

警察からのお願い

～ 行方不明高齢者の発見にご協力を ～

通報番号

いなくなった日時	年 月 日 時 分 頃		
いなくなった場所			
いなくなった人	名前	ふりがな 氏 名	
	年齢	歳	
	性別	男 女	
特 徴 服装・人相等	身長	センチ位	体格
	頭髪	眼鏡 あり ・ なし	
	上衣		
	下衣		
	所持品等		
	その他		
取扱警察署	函館方面	警察署	電話

発見の際は最寄りの警察署、交番または110番通報をお願いします。

個人情報の保護のため、紛失や漏洩などが生じないように、安全な管理をお願いいたします。
なお、この情報はSOSネットワーク以外での利用はできません。解除通報後に破棄願います。

SOSネットワーク解除通報

～ ご協力ありがとうございました ～

解除日時	年 月 日 時 分
	<p>通報番号 番</p> <p>[氏名 さん (歳)]</p> <p>については,</p> <p><input type="checkbox"/>発見 (生存・死亡) <input type="checkbox"/>帰宅</p> <p>発見者 (警察官・家族・SOS関係者・その他)</p> <p>しましたので手配を解除いたします。</p> <p>※発見の場合は生存か死亡に、発見者はいずれかに○をつけて下さい。</p>
取扱警察署	函館方面 警察署 電話 -

個人情報の保護のため、紛失や漏洩などが生じないように、安全な管理をお願いいたします。
なお、この情報はSOSネットワーク以外での利用はできません。確認後に破棄願います。